「公印省略」

沖 縄 相 第 124 号
令和 5 年 9 月 12 日

沖縄総合事務局長　殿

沖縄行政評価事務所長

視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置及び維持管理について（参考連絡）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

また、当事務所に寄せられた行政相談のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が開催する行政苦情救済推進会議(注)（座長：宮國英男弁護士）に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

この度、当事務所において、別紙（1 相談内容）のとおり、「視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック等の設置・維持管理を適切に行ってほしい」旨の行政相談を受け付けました。

本件について、上記行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果を踏まえ、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、貴殿において行政運営の参考になるものと考えられるため、別紙のとおり連絡いたします。

（注）　行政苦情救済推進会議とは、行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

＜連絡先＞
主任行政相談官　永尾
行政相談官　山内
電話：098-866-0145
FAX ：098-866-0158

「公印省略」

沖 縄 相 第 124 号
令和 5 年 9 月 13 日

沖縄県知事　殿

沖縄行政評価事務所長

視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置及び維持管理について（参考連絡）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

また、当事務所に寄せられた行政相談のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が開催する行政苦情救済推進会議(注)（座長：宮國英男弁護士）に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

この度、当事務所において、別紙（1 相談内容）のとおり、「視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック等の設置・維持管理を適切に行ってほしい」旨の行政相談を受け付けました。

本件について、上記行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果を踏まえ、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、貴殿において行政運営の参考になるものと考えられるため、別紙のとおり連絡いたします。

（注）　行政苦情救済推進会議とは、行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

＜連絡先＞
主任行政相談官　永尾
行政相談官　山内
電話：098-866-0145
FAX ：098-866-0158

「公印省略」

沖 縄 相 第 124 号
令和 5 年 9 月 13 日

那覇市長　殿

沖縄行政評価事務所長

視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置及び維持管理について（参考連絡）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

また、当事務所に寄せられた行政相談のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が開催する行政苦情救済推進会議(注)（座長：宮國英男弁護士）に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

この度、当事務所において、別紙（1 相談内容）のとおり、「視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック等の設置・維持管理を適切に行ってほしい」旨の行政相談を受け付けました。

本件について、上記行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果を踏まえ、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、貴殿において行政運営の参考になるものと考えられるため、別紙のとおり連絡いたします。

（注）　行政苦情救済推進会議とは、行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

＜連絡先＞
主任行政相談官　永尾
行政相談官　山内
電話：098-866-0145
FAX ：098-866-0158

「公印省略」

沖 縄 相 第 124 号
令和 5 年 9 月 13 日

沖縄県警察本部長　殿

沖縄行政評価事務所長

視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置
及び維持管理について（参考連絡）

当事務所では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

また、当事務所に寄せられた行政相談のうち、民間有識者の意見を聴取することにより、国民の視点から、その的確かつ効率的な処理を推進する必要があると考えられる事案については、当事務所が開催する行政苦情救済推進会議(注)（座長：宮國英男弁護士）に付議し、同会議の意見を踏まえて処理を行っています。

この度、当事務所において、別紙（1 相談内容）のとおり、「視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック等の設置・維持管理を適切に行ってほしい」旨の行政相談を受け付けました。

本件について、上記行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果を踏まえ、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、貴殿において行政運営の参考になるものと考えられるため、別紙のとおり連絡いたします。

（注）　行政苦情救済推進会議とは、行政相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情救済活動を推進するために設置しているもので、弁護士、学識経験者、報道機関、経済団体等の関係者で構成されています。

＜連絡先＞
主任行政相談官　永尾
行政相談官　山内
電話：098-866-0145
FAX ：098-866-0158

別　紙

【行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡】

1　相談内容

サンエー那覇メインプレイスから沖縄県立博物館側に渡る交差点付近で白杖をついて歩いている方が立ち往生していた。この交差点は、大きな商業施設の近くであり、人通りや車も多いことから、視覚障害者も安心して渡れるよう、視覚障害者に対し横断方向を誘導するための設備（以下「エスコートゾーン」(注1)という。）を横断歩道に設置した方がよいのではないか。

また、那覇市内の視覚障害者誘導用ブロック（以下「誘導用ブロック」(注2)という。）が設置されている歩道において、誘導用ブロックや歩道の破損・浮沈が散見され、歩行に支障を来すおそれがあるほか、誘導用ブロックと歩道の色が同系色のため視覚障害者が識別しにくい箇所がみられるので、道路管理者は、視覚障害者が安心して通行できるよう誘導用ブロック及びエスコートゾーン（以下「誘導用ブロック等」という。）の設置・維持管理を適切に行ってほしい。

（注）1 「エスコートゾーン」とは、視覚障害者が道路横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列で、横断歩道上に設置されている（エスコートゾーンの例として下記図1参照）。

2 「視覚障害者誘導用ブロック」とは、視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、危険箇所等の位置を示す「点状ブロック」と進行方向を示す「線状ブロック」の2種類がある（視覚障害者誘導用ブロックの例として下記図2及び図3参照）。

図1　エスコートゾーン



図2　点状ブロック

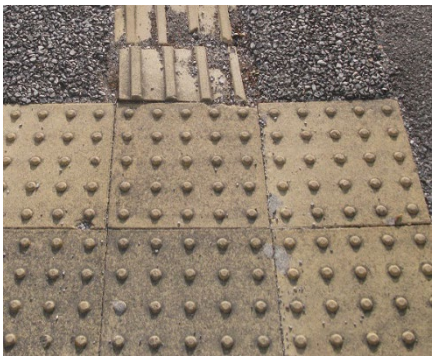


図3　線状ブロック



2　制度の概要

(1)　関係法令等

国は、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）を定め、公共施設のバリアフリー化等を推進するとともに、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を推進している。バリアフリー法では、道路管理者における「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月国土交通省令第 16 号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）(注1) への適合義務や、市町村は重点整備地区 (注2) を定めること等について規定している。

また、国土交通省は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針」（昭和 60 年 8 月 21 日付け建設省都市局街路課長・道路局企画課長通達）(注3) のほか、高齢者、障害者等を始めとした全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間のあり方について、具体的に示した目安として「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。ガイドラインでは誘導用ブロックの形状・寸法、材料、色彩、点検等について具体的に規定している（下記(2)参照）。

（注）1　道路移動等円滑化基準は、バリアフリー法に基づき、国土交通省が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準であり、誘導用ブロックについては、歩道等、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に誘導用ブロックを敷設すると規定している（第 45 条第 1 項）。そのほか、誘導用ブロックの色は、黄色その他周囲の路面との輝度比（色の濃淡の差）が大きいこと等によりブロック部分を容易に識別できる色とすると規定している（同条第 4 項）。

2　重点整備地区は、バリアフリー法に基づき市町村が策定する「バリアフリー基本構想」において定められ、生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設等）の所在地を含み、同施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区等であり、同構想に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業の実施が求められるものである。

沖縄県内では、那覇市及び宮古島市の一部地域が重点整備地区とされている。

3　視覚障害者誘導用ブロック設置指針は、誘導用ブロックの整備に関する一般的技術指針であり、種類、設置対象道路、設置方法等について規定している。

(2)　誘導用ブロック設置基準等（ガイドライン関係）

ガイドラインは、道路管理者が、管理する道路の新設、改築等の機会を捉えて、高齢者や障害者を含む全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路空間を実現するために検討することを促すものとして策定されている。

誘導用ブロックについては、表 1 のとおり、設置の原則、材料、色彩等について具体的に規定するほか、誘導用ブロックの設置例、改善すべき事例、誘導用ブロックの上に物を置かない啓発事例、障害者団体との意見交換事例等について規定している。

表 1　ガイドライン（誘導用ブロック関係を抜粋）

1　設置の原則
(1)　線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の移動方向を案内する場合に用いる。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向

とを平行にすることによって示す。

(2)　点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。

(3)　視覚障害者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に辿り着けるよう誘導するために連続的かつ極力直線的に敷設する。

(4)　誘導用ブロックは、視覚障害者が誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約 60cm の幅で設置する。また、連続的に案内を行う場合の誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約 30cm の幅で設置する。

(5)　電柱などの道路占用物等の施設を避けるために急激に屈曲させることのないよう、官民境界にある塀や建物との離隔 60cm 程度にとらわれず、占用物件を避けた位置に直線的に敷設する。

(6)　駒止めを誘導用ブロック付近に設置する場合は、駒止めと誘導用ブロックの位置関係等について、障害者団体等と意見交換を行うなどにより検討を行い、設置後には障害者団体等への情報提供を行うことが望ましい。なお、検討にあたっては、視覚障害者等の行動を考慮し、駒止めと誘導用ブロックとの離隔や駒止めの視認性の確保等に留意する。

2　材料

誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いる。

3　色彩

視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。

4　点検

誘導用ブロックの機能を十分に発揮させるためには摩耗や破損等の損傷等を日常の点検により確認するとともに、機能を維持するための保守が大切である。点検にあたっては誘導用ブロックのみならず、道路状況をも含めることが視覚障害者の安全を図るうえで重要である。例えば、階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックは、視覚障害者が階段の存在を認知するために点検と保守が重要である。また、誘導用ブロックの上に自転車などが放置されている場合は、関係機関とも協力しながら、誘導用ブロック上から撤去するなどの措置を執ることが望ましい。また、誘導用ブロックの上に物を載せないように日常的に PR し、市民の協力を求めるといった措置をとることも望ましい。

(注)1　本表は、ガイドラインを基に当事務所が作成した。

2　表中の番号は当事務所が付した。

(3)　エスコートゾーンの設置基準等（エスコートゾーンの設置に関する指針関係）

エスコートゾーンの設置や維持管理に関する指針について、警察庁では、表 2 のとおり、「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」（平成 31 年 3 月 27 日警察庁丁規発第 60 号。以下「指針」という。）を定めている。

指針では、駅、役所、視覚障害者団体等がある施設等視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺やバリアフリー法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道に優先的に設置すること、適切な維持管理に努めること等を規定している。

表 2　エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）（抜粋）

1　目的　（略） 2　設置場所 次の場所に優先的に設置する。 (1) 視覚障害者の利用頻度が高い施設（駅、役所、視覚障害者団体等が在る施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障害者スポーツセンター等の社会福祉施設等）の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道 (2) 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道 3　設置方法　（略） 4　構造 構造は、次のとおりとする。 (1) 構成 突起体と基底面で構成し、突起体の配列は点状横線の両端にそれぞれ点状縦線を一列配置する。 (2) 突起体の材質 突起体は、耐摩耗性の高い材質とする。 (3) 色彩 色彩は、横断歩道と同じとする。 (4) すべり抵抗 すべり抵抗は、設置される路面と同程度とする。 5　留意事項 (1)～(4)　（略） (5) 突起体の消失、摩耗、変形等が、視覚障害者による検知を困難にすることを認識し、適切な維持管理に努めること。

（注）1 「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」を基に当事務所が作成した。
2　上記表中「(略)」とある部分及び付図に係る記載は省略した。

3　調査結果等

(1)　調査対象道路

当事務所において、沖縄県内の中部及び南部の国道、県道のうち、歩行者が比較的多いと考えられる区間及び那覇市の重点整備地区（那覇バスターミナル及び沖縄県庁周辺、県道 39 号（国際通り）の一部区間）を対象に、表 3 の「調査対象道路」における誘導用ブロック等の設置及び維持管理状況について調査を行った。

表 3　調査対象道路

調査対象道路	調査対象区間	道路管理者
国道 58 号	那覇市（上之屋交差点～明治橋） 北谷町（浜川交差点～北前交差点）	沖縄総合事務局
国道 329 号	那覇市（明治橋～上間交差点）	沖縄総合事務局
国道 330 号	那覇市（古島 IC～安里十字路） 沖縄市（胡屋交差点付近）	沖縄総合事務局 ※　古島 IC～安里十字路間は沖縄県管理
国道 331 号	那覇市（明治橋～赤嶺交差点） 豊見城市（豊崎付近） 沖縄市（コザ十字路～照屋交差点）	沖縄総合事務局
県道 20 号	沖縄市（胡屋交差点～仲宗根町付近）	沖縄県
県道 29 号	那覇市（首里駅周辺）	沖縄県
県道 39 号	那覇市（那覇バスターミナル～安里三叉路）	沖縄県
県道 82 号	那覇市（古島 IC～鳥堀交差点）	沖縄県
県道 221 号	那覇市（赤嶺交差点～那覇大橋）	沖縄県
県道 249 号	豊見城市（翁長（北）交差点～豊崎付近）	沖縄県
那覇市道	重点整備地区（那覇バスターミナル及び沖縄県庁周辺等）、那覇中環状線（おもろまち駅前交差点～上之屋交差点）	那覇市

(2)　調査の観点

調査は、道路移動等円滑化基準及びガイドラインを基に、次の観点から、前述表 3 に記載した調査対象道路における誘導用ブロック等を歩行により確認した。

①　横断歩道等への誘導ブロックが設置されておらず、横断歩道等を適切に利用できないおそれがあるもの（誘導用ブロックの未設置）

②　誘導方向が誤っているおそれがあるもの（誤誘導のおそれ）

③　点状ブロック幅が基準以下で踏み越えるおそれがある、又は、誘導用ブロックが途切れる等しており、視覚障害者が進行方向を見失うおそれがあるもの（幅員不足、誘導用ブロックの途切れ）

④　誘導用ブロック上又は誘導用ブロックに近接して障害物が置かれ、当該障害物への衝突のおそれがあるもの（障害物への衝突のおそれ）

⑤　誘導用ブロックの色と歩道の色が同系色等のため、弱視(注)者が誘導用ブロックを識別できないおそれがあるもの（識別困難のおそれ）

⑥　誘導用ブロックが摩耗・破損しているなど、その機能を十分に発揮しないもの（誘導用ブロックの摩耗・破損等）

⑦　道路管理者が異なる誘導用ブロック間で不適切な接続がされているものや途切れているもの、材質、大きさ等が異なる誘導用ブロック同士が接続されているもの（不適切な接続）

⑧　エスコートゾーンが摩耗・破損しているなど、その機能を十分に発揮しないもの（エスコートゾーンの摩耗・破損等）

（注）　弱視とは、「医学的には「視力の発達が障害されておきた低視力」を指し、眼鏡をかけても視力が十分でない場合」を指す（出典：日本弱視斜視学会ホームページ）。

(3)　調査結果

表 3 の調査対象道路における誘導用ブロックやエスコートゾーンの設置及び維持管理状況を調査した結果、表 4 のとおり、誘導用ブロックが摩耗・破損しているなど、その機能を十分に発揮しないもの、誘導用ブロックの色と歩道の色が同系色等のため、弱視者が誘導用ブロックを識別できないおそれがあるもの等が、直轄国道において 104 事例、補助国道において 34 事例、県道において 138 事例みられた。

なお、国道及び県道に接する市道においても同様の事例が 65 事例みられた（主な事例は資料「視覚障害者誘導用ブロック等に関する調査結果－主な事例－」参照）。

表 4　誘導用ブロック等の現地調査結果（事例の件数別）

（単位：事例）

区　　分		国道（直轄）	国道（補助）	県道	市道	計
誘導用ブロック	①誘導用ブロックの未設置	11	1	6	2	20
	②誤誘導のおそれ	24	2	8	7	41
	③幅員不足、誘導用ブロックの途切れ	10	8	40	9	67
	④障害物への衝突のおそれ	16	2	12	12	42
	⑤識別困難のおそれ	11	2	3	9	25
	⑥誘導用ブロックの摩耗・破損等	28	11	45	10	94
	⑦不適切な接続	3	2	4	0	9
ｴｽｺｰﾄｿﾞｰﾝ	⑧摩耗・破損等	1	6	20	16	43
計		104	34	138	65	341

（注）当事務所の調査結果による。

4　沖縄県視覚障害者福祉協会からの意見聴取結果の概要

当事務所において、誘導用ブロック等についてのニーズ等を把握するため、社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会から意見聴取を行った結果は次のとおりである。

①　誘導用ブロックは材質により劣化しやすいものがあるので、長持ちする強度の高いものを採用してもらいたい。

② 弱視者は、白杖だけではなく目からの情報も判断材料とするため、歩道と同系色の誘導用ブロックだと識別しにくい。誘導用ブロックは原則黄色とされているのだから、色合いを工夫してほしい。

③ 視覚障害者がよく利用する施設としては、市役所、バスターミナル、図書館、社会福祉協議会、大型商業施設等であるが、これら施設の周辺道路の誘導用ブロックやエスコートゾーンの設置が進むとありがたい。

5 道路管理者等における誘導用ブロック等の維持管理状況

当事務所において、道路管理者である内閣府沖縄総合事務局、沖縄県、那覇市及びエスコートゾーンの管理者である沖縄県警察（以下「道路管理者等」という。）に対し、誘導用ブロック等の維持管理状況を調査した結果は以下のとおりである。

(1) 内閣府沖縄総合事務局

ア 点検やパトロールの方法・頻度・点検項目

日常の点検としては、2 日に一度の頻度で道路パトロールを行っており、車上から確認している。これらに加え、年間を通じて全ての国道を 1 回パトロールしている。また、道の相談室に苦情等があった場合には適宜対応している。

なお、道路工事に伴い施工業者が誘導用ブロックを鉄板等で一時的に覆う場合には、代替となる誘導用ブロックの設置や交通誘導警備員による誘導を行うよう、国道事務所工事発注時及び占用許可申請受付時に施工業者に対して指導している。

イ 修繕の優先順位及び基準

ケースバイケースであるが、視覚障害者のみならず、歩行者全般に影響があると考えられる破損等を優先して修繕している。

ウ 異なる道路管理者等間での協議状況

道路の接続点については、誘導用ブロックが途切れないように、取付協議などの際に必要に応じ調整を行っている。電線共同溝整備工事や交差点改良工事等により歩道舗装の打替えが生じた場合や誘導用ブロックが途切れている場合など、必要な箇所には誘導用ブロックを設置し、関係機関（県・市町村・警察）へは図面を提供し説明している。

また、エスコートゾーン設置については、横断歩道の設置・維持管理も含め、沖縄県警察が独自に行っており、協議や調整等は行っていない。

エ 視覚障害者団体からの意見聴取

新規敷設及び維持管理に当たっては視覚障害者団体から意見聴取しているが、整備時期が古い道路に関しては聴取していない。

(2)　沖縄県

ア　点検やパトロールの方法・頻度・点検項目

点検は、管轄内を複数ブロックに分け、1 日 1 ブロックのパトロールを毎日実施しており、平日は土木事務所職員、休日は委託業者が担当している。点検対象は、道路利用者からの情報提供を参考に、県管理の全路線としており、点検方法は、車上から確認するとともに、必要に応じて下車し、歩行して確認している。点検項目として、歩道車道共に路面や附属物の変状（破損、変形）がないか確認している。

イ　修繕の優先順位及び基準

特段優先順位は設けておらず、必要が認められる箇所は速やかに対応している。

ウ　異なる道路管理者等間での協議状況

県が新設や補修の工事をしている道路に誘導用ブロックを敷設する場合、接続先の道路管理者や公安委員会と誘導用ブロックの接続方法について、協議・調整を実施している。

エ　視覚障害者団体からの意見聴取

視覚障害者団体からの意見聴取は実施していないが、道路利用者や警察からの情報提供を参考に維持修繕を実施している。

(3)　那覇市

ア　点検やパトロールの方法・頻度・点検項目

週 1 回、道路管理課職員 2 名 1 組で市内のパトロールを実施している。パトロールの対象は、市民からの陳情や相談が多い所、大雨で水たまりができやすい所など、特に確認が必要と思われる箇所を中心としている。

点検項目として、路面や歩道のポットホール(アスファルト道路の表層が剥がれてできる穴)、陥没、破損、ガードレールや標識等の道路付属物の異常等を掲げ、これらを確認している。パトロールは、車の中から目視点検を行っており、歩道を歩いての点検は行っていない。

イ　修繕の優先順位及び基準

基本的に、市民から陳情があった箇所で、現地を確認した箇所はほぼ全て修繕を行っている。特に、車道の大きな陥没等、修繕しないと危険な箇所は、重大な事故につながりかねないため優先的に修繕している。しかし、事故が起きた際に被害が大きくなる車道を優先的に修繕しているため、現状としては、歩道の修繕まで全て対応することは難しい。

ウ　異なる道路管理者間での協議状況

道路を新設する場合は、各道路管理者と取付協議を行って誘導用ブロックを接続

するように調整しているが、既存の道路に誘導用ブロックを敷設する場合は特に行っていない。市道につながる国道や県道で、必要に応じ道路管理者と協議している。

エ　視覚障害者団体からの意見聴取

維持管理に当たっては視覚障害者団体からの意見聴取は実施していないが、公共施設等視覚障害者の利用が多いと思われる施設周辺の道路を敷設する際には、意見を聴取している。

(4)　沖縄県警察

ア　エスコートゾーン設置の優先順位や考え方

エスコートゾーンの設置については、毎年、沖縄県視覚障害者福祉協会からの要望を受け付けているほか、各警察署で住民からの要望を受け付けている。これらの要望のうち、ⅰ）横断歩道の両側の歩道に誘導用ブロックが設置されていること、ⅱ）音響装置（視覚障害者用付加装置(注)）が設置されていることを条件として、通行人や通行車両の交通量等を考慮して、予算の範囲内で優先順位を設けてエスコートゾーンを設置している。

（注）視覚障害者用付加装置とは、歩行者用信号の青時間帯に音を出して横断歩道者に知らせるものである。

イ　エスコートゾーンの点検・維持管理・修繕状況

各警察署において、道路標識や道路標示と併せてエスコートゾーンも随時点検している。また、道路標識等の維持管理に関する年間計画に基づき、業者に委託してエスコートゾーンを含む横断歩道の維持管理を行っている。

ウ　エスコートゾーン設置等に関する道路管理者との協議

道路の新設の場合を除き、エスコートゾーンの設置や維持管理に関して道路管理者との調整は行っていないが、道路の新設や交差点の形状変更等の大規模な工事の場合には、道路管理者と調整する場合がある。

6　行政苦情救済推進会議の主な意見

○　誘導用ブロックに破損等がある場合、視覚障害者の歩行に支障が生ずるおそれがあることから、破損等について速やかな補修を行うとともに、修繕基準に基づく適切な維持管理が必要ではないか。

○　景観を重視した結果、弱視者にとって誘導用ブロックを識別しにくい状況となっており、弱視者へ配慮した歩道とするため、歩道と異なる色の誘導用ブロックを設置する、誘導用ブロックの周囲の歩道の色を変える等、認識しやすいようにするとよいのではないか。

○　誘導用ブロックの上に看板が置かれている等、一般の道路利用者に誘導用ブロックに関する意識や情報が浸透していない側面があると考えられることから、誘導用ブロック

についての啓発活動も推進していくべきではないか。また、誘導用ブロックの敷設に当たっては、利用者である視覚障害者の意見を参考とすべきではないか。

7　参考連絡事項

各道路管理者等は、誘導用ブロック等については、定期的な点検を行い、必要に応じ補修等を行っているとしているものの、今回、当事務所において、国道や県道、市道における誘導用ブロック等の維持管理状況について抽出調査したところ、誘導用ブロック等が摩耗、破損しているなど、視覚障害者等の歩行に支障が生ずるおそれのある箇所が確認された。

行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、視覚障害者の安全かつ円滑な通行を確保する観点から、各道路管理者等において、その管理する道路について、重点整備地区内など必要性の高いものから、下記①から⑥の改善措置を講ずるなどの取組を行うよう検討することが望ましく、行政運営の参考となるものと考えられるため、連絡するものである。

① 摩耗・破損している誘導用ブロック及びエスコートゾーンについては、可能な限り速やかな補修等を行うこと。

② 道路管理者が異なる道路に敷設された誘導用ブロック間での不適切な接続又は途切れがみられる交差点等については、適切な接続が図られるよう改善すること。また、不適切な接続又は途切れが発生しないよう、新たに誘導用ブロックを敷設する際には、道路管理者間において必要な協議・調整を実施すること。

③ 誘導用ブロックにより歩行する際に、車止め等の障害物への衝突のおそれがあるものについては、障害物の移設等を行うこと。

④ 誘導用ブロックの誘導方向が横断歩道の方向と一致しておらず、誤誘導のおそれがあるものについては、再設置等を行うこと。

⑤ 誘導用ブロックの色と歩道の色が同系色等となっており、弱視者が誘導用ブロックを識別できないおそれがあるものについては、誘導用ブロックの塗装又は再設置等を行うこと。

⑥ 誘導用ブロックについて、一般の道路利用者に対する啓発活動をより積極的に行うこと。また、利用者である視覚障害者の意見を踏まえた誘導用ブロックの敷設を行っていない道路管理者においては、同意見を参考とすること。